

# 弥富市職員提案規程

平成22年12月28日

訓令第11号

改正 平成23年3月31日訓令第2号

## (目的)

第1条 この訓令は、事務事業の改善に関する職員の自由で独創的な発想による提案を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ることを目的とする。

## (提案の要件)

第2条 提案は、市政全般の業務に関する改善のための考察、工夫等について行うことができる。

2 提案内容は、提案者の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市民サービスの向上に役立つもの
- (2) 事務能率の向上に役立つもの
- (3) 経費の節減に役立つもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上有効であるもの

## (提案として取り扱わない事項)

第3条 提案内容が次の各号のいずれかに該当するものは、提案として取り扱わない。

- (1) 単なる不平、不満、希望、苦情、批判等で建設的でないもの
- (2) 業務上特に命ぜられた調査研究中のもの又はその結論事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、提案として取り扱うことがこの制度の趣旨に反すると認められるもの

## (提案者の資格)

第4条 提案することができる者は、弥富市職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）とする。

2 職員は、単独又は2人以上共同して提案することができる。

(提案の募集)

第5条 提案の募集は、あらかじめ時期を定めて行うものとする。

(提案の手続)

第6条 提案者は、提案書(第1号様式)に必要事項を記入し、参考資料を添付の上、秘書企画課長へ提出するものとする。

2 提出された提案書及び参考資料は、返還しない。

(委員会)

第7条 提案の審査を行うため、弥富市提案審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、副市長、総務部長、民生部長、開発部長、教育部長及び秘書企画課長で組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、提案の審査等に必要があると認めるときは、提案者及び関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(提案の審査)

第9条 秘書企画課長は、提出された提案を委員会の審査に付さなければならない。

2 委員会は、別表第1に掲げる基準に基づき提案を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

(提案の採否の決定等)

第10条 市長は、前条第2項の規定により委員会から報告を受けたときは、当該提案の採否を決定し、その結果を提案審査結果通知書（第2号様式）により提案者に通知するものとする。

（表彰）

第11条 市長は、前条の審査結果に基づき、別表第2に定める表彰基準により表彰を行うものとする。

（提案の実施等）

第12条 市長は、採用と決定した提案については、必要に応じ、関係部課等の長に対し、その実施を指示するものとする。

2 前項の規定により指示を受けた部課等の長は、その実施結果を市長に報告しなければならない。

（提案の奨励）

第13条 部課等の長は、当該所属職員に対し、常に提案の奨励に努めなければならない。

（提案に伴う諸権利）

第14条 この訓令に基づく提案に関するすべての権利は、弥富市に帰属するものとする。

（庶務）

第15条 委員会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

（雑則）

第16条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

## 審査基準

審査指標	評価基準	評点
実現可能性	直ちに実施が可能で実現が容易である。	5
	少し準備期間等を要するが実現は容易である。	4
	準備期間をかなり要するが実現は可能である。	3
	相当長期の準備期間と工夫を加えると実現可能である。	2
	期間的、技術的にも実現の可能性は小さい。	1
経済性	経費を要せず行政効果が非常に高い。	5
	経費を要するが行政効果は高い。	4
	少し経費を要するが行政効果も期待できる。	3
	経費を要し、行政効果は比較的少ない。	2
	経費も多額を要し行政効果はほとんどない。	1
能率性	広範囲にわたり高度の能率向上が図られる。	5
	能率の向上が図られる。	4
	現状とあまり変わらない。	3
	能率は少し落ちる。	2
	能率は落ちる。	1
創造性	非常に優れた着想である。	5
	優れた着想である。	4
	着想は普通だがかなりの工夫がみられる。	3
	着想は常識的であり工夫はない。	2
	極めて常識的で創造性はない。	1
研究努力性	著しい研究努力がなされている。	5
	かなりの研究努力がなされている。	4
	研究努力がなされている。	3
	あまり研究努力がなされていない。	2
	研究努力がほとんどなされていない。	1
その他	提案の重要度、相互比較等により、特に加点が必要とされるもの	5点以内

別表第2（第11条関係）

表彰基準

表彰区分	評点合計区分
最優秀賞	27点以上
優秀賞	24点以上27点未満
奨励賞	18点以上24点未満

注 評点合計の満点は、30点（5点×6指標）